

# 随意契約理由

令和8年(2026年)4月1日

契約担当課名	教育委員会事務局社会教育課
発注担当課名	教育委員会事務局社会教育課
契約名称	史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷 敷地内樹木・墓所管理業務
契約内容	史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷 敷地内樹木・墓所管理業務
契約締結日	令和8年(2026年)4月1日
及び契約期間	令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	株式会社奈須造園(豊中市中桜塚3-12-8)
契約金額	743,600円(税込)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>平成21年2月12日に国指定史跡となった、春日大社南郷目代今西氏屋敷指定地のうち敷地内樹木と墓所の管理を、史跡の管理団体として豊中市教育委員会が行うこととなりました。</p> <p>敷地内樹木は、国指定地内の居宅及び南郷春日神社本殿部分が含まれています。</p> <p>墓所は、今西家歴代の墓所であり、墓所の中には、市指定文化財の今西家石造五輪塔群も含まれております。今西家石造五輪塔群は、材質が砂岩で建造されており、非常に脆く除草作業時などに注意や経験が必要となります。</p> <p>また、所有者からは、敷地内に居宅部分や歴代の墓所といった個人のプライベートな空間が含まれるため、毎年入札などによって業者が入れ替わるのではなく、これまで行ってきた(株)奈須造園により、引き続き一体的な維持管理を行ってほしいと強く要望を受けております。</p> <p>以上の理由により、当施設の特異性と知識・経験をふまえて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、下記業者と随意契約を締結するものであります。</p>